

届け出をお忘れなく ～各種届け出手続き一覧～

春は転勤・就職・進学など転居の季節です。住所が変わると、下表のような手続きが必要となります。表中の※は、手続きに必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。また、**戸籍住民課の届出窓口は3月28日(月)～4月1日(金)、4月4日(月)の受付時間を午後7時まで延長いたします。**詳しくは本誌全市版32ページをご覧ください。 **詳細** 豊平区役所 ☎822-2400 (代表)

| 手続き内容 | | 転出 (豊平区→市外) | 札幌市内・豊平区内での転居 |
|--------------------------------|------------------------------------|--|---|
| 住所など | | 詳細 戸籍住民課 (区役所1階) | |
| 住所の変更 (住民票の異動) | | 転出届→転出前または転出した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類 (免許証・保険証など) 転出先の住所が必要です。 (最低でも市区町村名まで) | 転入・転居届→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類 (免許証・保険証など) 正確な住所 (○番○号か○番地まで) を確認して届けてください。市内の他区へ異動する場合は、前住所地の区役所へ行く必要はありません。 |
| 印鑑登録 | | 印鑑登録証の返還→登録は転出届により自動的に廃止になります。 | 転入・転居届により自動的に住所が変更されます。 |
| 転校 (小中学校) | | 在学証明書・教科書給与証明書を転出前の学校で発行してもらってください。 | 入校票をお渡ししますので在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出してください。 |
| 国民健康保険・国民年金など | | 詳細 保険年金課 (区役所1階) | |
| 国民健康保険 | | 脱退手続き、国民健康保険証の返還→転出前に(転出先で14日以内に加入手続き)。 ※国民健康保険証・納付通知書 | 住所変更手続き→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。国民健康保険証の差し替え ※国民健康保険証 |
| 介護保険 | | 介護保険証の返還(要支援・要介護に認定されている方には、介護保険受給資格証明書を発行します)※介護保険証 | 住所変更手続き 介護保険証の差し替え ※介護保険証 |
| 後期高齢者医療 | | 道内へ転出・市(区)内転居: 転入・転居届により新しい被保険者証が1週間程度で送付されます。 →同封の返信用封筒で古い被保険者証を返送 道外へ転出: 被保険者証を返還し、負担区分等証明書の交付を受けてください。※被保険者証 転出先の市区町村で新たに被保険者証が交付されます。 | |
| 国民年金 | 加入者 | 第1号被保険者と任意加入の方は、転出先の市区町村にお問い合わせください。 ※国外転出される方・国内転入された方は、区役所年金係にお問い合わせください。 | 第1号被保険者と任意加入の方は、転入・転居届により自動的に住所が変更されます。 |
| | 受給者 | 住所・支払機関変更届(はがき)を異動先の年金事務所に郵送してください。詳しくは札幌東年金事務所(白石区菊水1条3丁目 ☎831-0735)か、区役所年金係にお問い合わせください。 | |
| 各種手当・福祉サービスなど | | 詳細 保健福祉課 (区役所3階) | |
| 子ども手当 | | 消滅手続き(転出先で15日以内に新たに申請) | 転入・転居届により自動的に住所が変更されます。 |
| 児童扶養手当 特別児童扶養手当 | | 転出先で住所変更手続き | 住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※手当証書など |
| 特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当 | | 転出先で住所変更手続き | 住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 |
| 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 | | 福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券・自動車燃料助成券の返還 転出先で住所変更手続き | 住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 |
| 敬老手帳 (65歳以上の方) | | 敬老手帳の返還 | ご自分で住所を書き換えてください。新たな手帳が必要な場合はお取り換えします。 |
| 敬老優待乗車証 (70歳以上の方) | | 市外に転出された方は、敬老優待乗車証のご利用はできません。 有効期限内の未使用の乗車証は返還できますので、区役所保健福祉課にお問い合わせください。 | 敬老優待乗車証はそのままご使用ください。 |
| 医療費助成 (子ども・重度心身障がい・ひとり親家庭) | | 受給者証の返還 | 住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※受給者証 |
| 市税 | 詳細 | 軽自動車税: 中央市税事務所 (中央区北2条東4丁目 ☎211-3076) 固定資産税: 南部市税事務所 (平岸5条8丁目) | 土地担当 ☎824-3917 家屋担当 ☎824-3918 |
| 軽自動車税 | 原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 | 廃車手続き ※印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、運転免許証 | 転入・転居届により自動的に住所が変更されます。 |
| | 軽自動車(四輪) 軽二輪(125cc超 250cc以下) | 転出先の軽自動車協会で手続き | 札幌地区軽自動車協会で手続き (北区新川5条20丁目 ☎768-3955) |
| | 自動二輪 (250cc超) | 転出先の運輸支局で手続き | 札幌運輸支局で手続き (東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001) |
| 固定資産税 | | 土地・建物などの所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください。 | |

*水道・下水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター(☎211-7770)までお問い合わせください。